



令和6年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業 実施要領・各種様式集

ページ

1 事業実施要領	…	1～5
2 各種様式集		
1 奨励金交付協議書	(様式第1号)	… 6
2 奨励金交付内定通知書	(様式第2－1号)	… 7
3 奨励金額別表	(様式第2－1号の別表)	… 8
4 奨励金不採択通知書	(様式第2－2号)	… 9
5 奨励金交付申請書	(様式第3－1号)	… 10
6 宿泊数証明書	(様式第3－2号)	… 11
7 奨励金交付決定通知書	(様式第4号)	… 12
8 請求書	(様式第5号)	… 13

薩摩川内市

令和6年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業実施要領

1 事業の目的

薩摩川内市（以下、「本市」という。）への送客を目的に旅行エージェント等が造成する旅行商品のうち、助成要件に含まれる旅程を計画し、本市の観光PR効果及び集客力が高いと認められる旅行商品に奨励金を支給することで、本市への観光誘客を促進する。

2 申請者

旅行業登録のある旅行エージェント又は大学ゼミ合宿を行う団体

3 要件

旅行商品内容が下記(1)、(2)、(3)の要件のいずれかに該当する旅行商品に奨励金を支給する。

(1) 「人」「自然」「エコ」「食」「祭り」「健康」「芸能」「歴史」「癒し」「ものづくり」等、本市の観光素材を活用し、かつ企画内容が優れているもので、次表のアからソの項目に3つ以上該当し、本市内に宿泊及び日帰りする企画旅行商品又は手配旅行商品

表

ア	「九州新幹線」又は「肥薩おれんじ鉄道」で「川内駅」を利用し、本市の観光素材をコースに組み込んだもの。
イ	「S S プラザせんだい」を利用し、本市の観光施設をコースに組み込んだもの。または、イベントコンベンションで「S S プラザせんだい」を利用し、その前後に本市を含む視察旅行等の商品を組み込んだもの。
ウ	甑島の旅行商品については、高速船甑島（以下、「高速船」という。）を組み込んだもの。※フェリーニューコシキの利用も対象とするが、高速船を利用する商品を優先する。
エ	観光船「かのこ」（断崖クルーズ）を組み込んだもの。
オ	公認観光ガイド等による「まちあるき」などで1時間以上にわたり地域と密着した素材を組み込んだもの。※旅程表等に開始・終了時間を記載すること。
カ	本市で行われるプロスポーツキャンプ見学等を組み込んだもの。
キ	本市におけるツーリズム体験（農作業、漁業体験）等を組み込んだもの。 ク サムライツーリズムの商品を組み込んだもの。
ケ	市民との交流等を組み込んだもの。※旅程表等に詳細を記載すること。 コ 本市のイベント・伝統行事等を組み込んだもの。
サ	体験型旅プログラム「きやんぱく」のプログラムを組み込んだもの。
シ	本市内の特産品等販売施設での買い物を組み込んだもの。
ス	本市で昼食又は夕食を組み込んでいるもの。昼食又は夕食については、本市内事業者の弁当でも可とする。※旅程表等に施設名を記載すること。
セ	本市内の主な移動手段として、本市に事業所を置く会社の貸切バス及びレンタカー等の利用を組み込んだもの。※旅程表等に事業者名を記載すること。
ソ	インバウンドは本市の友好都市と友好都市以外の都市とする。

(2) 本市内に宿泊する教育旅行商品又は大学ゼミ合宿

※ 教育旅行商品とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校が、学校行事として修学旅行、移動教室、集団宿泊及び野外活動等で、旅行業登録のある旅行エージェントが造成する商品をいう。

※ 大学ゼミ合宿とは大学、短期大学、高等専門学校の生徒や教授等が集まって行う合宿のことで、教授等が引率し、本市内に宿泊して行う調査、研究及び学習等を目的とした合宿をいう。

(3) 甑島エコツアー

4 協議書受付期間と旅行商品の催行期間

協議書受付期間	旅行商品の催行期間
令和6年4月1日～	令和6年4月1日から令和7年3月31日までに帰着するものとし、年度を跨ぐ旅行商品については対象としない。

※ 予算の範囲内で執行するため、申込順で受け付けます。

5 奨励金額及び奨励限度額

奨励金額は採択された1旅行商品の送客実績に応じて企画旅行商品又は手配旅行商品は次の表1により、教育旅行商品又は大学ゼミ合宿については表2により、甑島エコツアーは表3により算定する。ただし、1旅行商品当たり40万円を限度額とする。なお、教育旅行商品とインバウンド友好都市はこの限りではない。

送客実績は、当該旅行商品を催行後速やかに薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金

交付申請書（様式3-1号。以下、「交付申請書」という。）と必要書類を添付の上、提出すること。なお、催行期間が複数月となる旅行商品は、催行月の翌月10日までに送客実績を報告し全催行期間が終了後速やかに交付申請書に必要書類を添付の上、提出すること。

※ 送客実績は、旅行代金を支払って参加する者を対象とし、旅行初日において満3歳未満の幼児及び添乗員は含まない。

表1

	宿泊地域・泊数	船舶利用	基本額 (円)	基本額の範囲 (送客人数)	基本人数を超える場合
国内	甑島 1 泊以上かつ 本土 1 泊以上	高速船利用	250,000	10名以上 20名以下	20名を超える場合基 本額+人数×1,000円 ※人数=基本人数を超 えた人数
		フェリー利用	200,000		
	甑島 2 泊以上	高速船利用	200,000		
		フェリー利用	150,000		
	甑島 1 泊	高速船利用	150,000		
		フェリー利用	100,000		
	本土 1 泊以上	—	100,000		
	甑島日帰り	高速船利用	40,000	10名以上 20名以下	20名を超える場合基 本額+人数×500円 ※人数=基本人数を超 えた人数
	本土日帰り	—	20,000		
インバウンド 友好都市	市内 1 泊以上	送客人数×10,000円		10名以上	—
インバウンド 友好都市以外	国内と同額とする				

表2

地域	基本額 (円)	要件等
本土	3,000	本市の宿泊施設（ただし、公共施設やキャンプ場等は除く）又は薩摩川内市グリーンツーリズム推進協議会に登録がある受入農家に宿泊した児童・生徒、教員・教授等1人に対して、宿泊した地域の基本額を乗じた金額を奨励金として支払う。ただし、連泊は2連泊を上限とする。
甑島	5,000	

表3

宿泊数	船舶利用	基本額 (円)	基本額の範囲 (送客人数)	要件等
2 泊以上	高速船利用	10,000円	5名以上	甑島ツーリズム推進協議会において認定した団体・ガイドが企画・運営する甑島エコツアーにおいて、宿泊数と利用した船舶に応じた基本額に送客人数を乗じた金額を奨励金として支払う。
	フェリー利用	7,500円		
1 泊	高速船利用	7,500円		
	フェリー利用	5,000円		
日帰り	高速船利用	2,000円		

6 事務取扱手順

(1) 協議

申請者は、販売開始（教育旅行商品又は大学ゼミ合宿については実施日とする。）の2週間前までに薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）及び必要書類を添えて市に提出する。ただし、4月1日～4月14日の間に催行を設定している場合は4月1日付けの申請とし、それ以外は遡って協議書は受け付けない。

必要書類：企画書（様式は問いません。）及び登録商標の「薩摩川内スピリッツ」掲載のパンフレット等2部（未作成の場合作成後速やかに提出）、「サムライツーリズム」の商品を組み込んだものについては、商標登録の「サムライツーリズム」掲載のパンフレット等2部提出でも可とする。

※ 企画書には、①旅程（甑島への旅程は高速船、フェリーいずれかを明記すること）②支給要件該当項目③商品販売価格④販売対象（販売エリア・想定客層）⑤商品の特徴等（宿泊施設、昼食場所）を明記すること。

(2) 奨励金交付内定

市は、協議書を審査後、奨励金支給の可否の決定を行い、薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付内定通知書（様式第2-1号。以下、「交付内定通知書」という。）又は薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金不採択通知書（様式第2-2号。以下、「交付不採択通知書」という。）を申請者に通知する。

(3) 申請（終了報告）

内定を受けた申請者は、必ず、旅行商品の全催行終了日から10日以内に交付申請書に必要書類を添えて市に提出すること。

必要書類：自社様式の送客実績集計表又は参加者名簿（名簿を提出できない場合は送客証明書）及びアンケート（指定されたもの）、甑島への旅行商品については甑島商船株式会社の乗船証明、本土への泊付旅行商品については宿泊施設又は受入農家の宿泊数証明書（様式第3-2号）、日帰り旅行商品については実績を確認できる書類に自社の内容確認印を押印したもの

(4) 奨励金の決定

市は、交付申請書の内容を審査し、助成決定の可否を薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付決定通知書（様式第4号。以下、「交付決定通知書」という。）で申請者に通知する。

(5) 奨励金の支払い

申請者は、交付決定通知書を受領後、請求書（様式第5号）を市に提出し市は請求書の受領日から30日以内に奨励金の支払いを行う。

7 送付先

この要領に係る書類の提出先は次のとおりとする。

事務局：薩摩川内市観光物産課観光シティセールスグループ

〒895-8650

鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL：0996-23-5111

FAX：0996-23-5211

E-mail:cs@city.satsumasendai.lg.jp

8 奨励金交付の条件及び特記事項

- (1) 協議書の提出に伴い作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、原則として登録商標の「薩摩川内スピリッツ」または「サムライツーリズム」を掲載すること。
- (2) 前項のパンフレット等のPR販促物を作成した際は、速やかに2部を市に提出すること。
- (3) 交付申請書（終了報告書）は、旅行商品の全催行終了日から10日以内に旅行商品

パンフレット等の各種PR販促物現物（新聞広告等のコピーを含む）を添付し、6事務取扱手順(3)の必要書類に掲げる書類を市に提出すること。なお、催行期間が複数月となる旅行商品は、催行月の翌月10日までに送客実績を市に報告し、全催行期間が終了後速やかに交付申請書に必要書類を添付の上、提出すること。

- (4) 奨励金の決定は、前項(3)の交付申請書の受理、内容審査後とし、交付決定通知書により通知する。なお、支払いは申請者からの請求書受理後、指定口座への振り込みとする。
- (5) 協議時点における事業計画の趣旨、内容等を変更する場合は、速やかに市と協議すること。

変更連絡を故意に怠った場合、交付内定通知書に記載された奨励金支給条件（交付申請書や催行期間が複数月となる旅行商品の毎月の実績報告の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は、奨励金額の減額、奨励金決定の取消し、又は既に支払っている場合は奨励金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

なお、天変地異その他、申請者の責に帰すことのできない理由がある場合はこの限りではない。この場合における奨励金額及び事業内容の変更は、申請者と市が協議して定めるものとする。

- (6) 国県等の補助事業等の対象となる旅行商品は、当分の間、本事業の奨励金交付の対象とする。ただし、こしきまる旅フリーチョイスとの併用申請は不可とする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、市から当該旅行商品の募集・催行について、自粛・中止等の要請がなされた場合は、速やかに応じること。内定通知後、緊急事態宣言等の発令により奨励金の対象外となる場合もある。
なお、この自粛・中止等により申請者に損害等が生じた場合、市は責任を負わない。
- (8) 日本旅行業協会並びに全国旅行業協会の定めた旅行業における新型コロナウイルス対策ガイドラインを遵守すること。

薩摩川内市長 様

住 所	
名 称	
代表者 職	
氏名	印

薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付協議書

令和 年度における薩摩川内市への送客を目的とする下記の旅行商品を造成しますので、企画書を添付して協議します。

記

1 旅行商品名 ※教育旅行商品は学校名、大学ゼミ合宿はゼミ名を記載	(要件) ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ・シ・ス・セ・ゾ ※ 企画旅行商品又は手配旅行商品は該当するものに3つ以上○をしてください。
2 販売開始日 ※教育旅行商品又は大学ゼミ合宿は記載不要	令和 年 月 日
3 催行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※ 複数回催行の場合は別紙にて記載ください。
4 設定本数	催行予定本数 () 本
5 送客目標人数	名
6 販売促進・集客方法	※パンフレット等への「薩摩川内スピリッツ」等のロゴ掲載の可否 可・否
7 商品販売価格	円
8 国・県等その他の補助事業活用について	本旅行商品において、国・県等その他の補助事業を重複しての造成の有無 国・県等その他の補助事業の活用 有 ・ 無
9 担当部署 担当者名 連絡先	部署名 _____ 担当者 _____ 〒 _____ 住 所 _____ Tel() - , Fax() - E-mail _____

※協議する商品名の下にある助成要件に必ず○をつけてください。

※この協議書(及び添付書類)は、期限までに市に提出してください。

※別添企画書の様式は問いませんが、①旅程、②支給要件該当項目、③商品販売価格、④販売対象(販売エリア・想定客層)、⑤商品の特徴等を明記してください。

※設定本数、送客目標人数については催行期間にかかわらず旅行商品の全催行終了日までの人数を明記してください。

第 号
令和 年 月 日

(奨励金協議者) 様

薩摩川内市長

薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付内定通知書

令和 年 月 日付けで貴社から奨励金交付協議がありました下記の旅行商品について、薩摩川内市旅行商品造成支援事業として内定しましたのでお知らせします。
なお、事業執行に当たっては下記条件を遵守くださいますようお願いいたします。

記

1 奨励金額 別表による

2 対象旅行商品名 ※教育旅行商品は学校名、大学ゼミ合宿はゼミ名を記載
【 】

3 催行予定期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 送客実績算定期間（第1回の催行設定日から6ヶ月以内）
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 奨励金交付の条件

- (1) 協議書の提出に伴い作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、原則として登録商標の「薩摩川内スピリッツ」または「サムライツーリズム」を掲載すること。
- (2) 前項のパンフレット等のPR販促物を作成した際は、速やかに2部を市に提出すること。
- (3) 交付申請書（終了報告書）は、旅行商品の全催行終了日から10日以内に旅行商品パンフレット等の各種PR販促物現物（新聞広告等のコピーを含む）を添付し、6事務取扱手順(3)の必要書類に掲げる書類を市に提出すること。なお、催行期間が複数月となる旅行商品は、催行月の翌月10日までに送客実績を市に報告し、全催行期間が終了後速やかに交付申請書に必要書類を添付の上、提出すること。
- (4) 奨励金の決定は、前項(3)の交付申請書の受理、内容審査後とし、交付決定通知書により通知する。なお、支払いは申請者からの請求書受理後、指定口座への振り込みとする。
- (5) 協議時点における事業計画の趣旨、内容等を変更する場合は、速やかに市と協議すること。

変更連絡を故意に怠った場合、交付内定通知書に記載された奨励金支給条件（交付申請書や催行期間が複数月となる旅行商品の毎月の実績報告の提出期限を含む）を履行できない場合、又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は、奨励金額の減額、奨励金決定の取消し、又は既に支払っている場合は奨励金額の全部又は一部の返還を求めることがある。

なお、天変地異その他、申請者の責に帰すことのできない理由がある場合はこの限りではない。この場合における奨励金額及び事業内容の変更は、申請者と市が協議して定めるものとする。

- (6) 国県等の補助事業等の対象となる旅行商品は、当分の間、本事業の奨励金交付の対象とする。ただし、こしきまる旅フリーチョイスとの併用申請は不可とする。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、市から当該旅行商品の募集・催行について、自粛・中止等の要請がなされた場合は、速やかに応じること。内定通知後、緊急事態宣言等の発令により奨励金の対象外となる場合もある。
なお、この自粛・中止等により申請者に損害等が生じた場合、市は責任を負わない。
- (8) 日本旅行業協会並びに全国旅行業協会の定めた旅行業における新型コロナウイルス対策ガイドラインを遵守すること。

(様式第2－1号の別表)

薩摩川内市旅行商品造成支援事業（奨励金額別表）

1 奨励金額は採択された1旅行商品の送客実績に応じて募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品又は手配旅行商品は次の表1により、教育旅行商品については表2により、甑島エコツアーは表3により算定する。ただし、1旅行商品当たり40万円を限度額とする。なお、教育旅行商品とインバウンド友好都市はこの限りではない。

※ 送客実績は、旅行代金を支払って参加する者を対象とし、旅行初日において満3歳未満の幼児及び添乗員は含まない。

表1

	宿泊地域・泊数	船舶利用	基本額 (円)	基本額の範囲 (送客人数)	基本人数を超える場合
国内	甑島1泊以上かつ本土1泊以上	高速船利用	250,000	10名以上 20名以下	20名を超える場合 基本額+人数×1,000円 ※人数=基本人数を超えた人数
		フェリー利用	200,000		
	甑島2泊以上	高速船利用	200,000		20名を超える場合 基本額+人数×500円 ※人数=基本人数を超えた人数
		フェリー利用	150,000		
	甑島1泊	高速船利用	150,000		
		フェリー利用	100,000		
	本土1泊以上	—	100,000		
	甑島日帰り	高速船利用	40,000		
	本土日帰り	—	20,000		
インバウンド 友好都市	市内1泊以上	送客人数×10,000円		10名以上	—
インバウンド 友好都市以外	国内と同額とする				

表2

地域	基本額(円)	要件等
本土	3,000	本市の宿泊施設（ただし、公共施設やキャンプ場等は除く）又は薩摩川内市グリーンツーリズム推進協議会に登録がある受入農家に宿泊した児童・生徒、教員・教授等1人に対して、宿泊した地域の基本額を乗じた金額を奨励金として支払う。ただし、連泊は2連泊を上限とする。
甑島	5,000	

表3

宿泊数	船舶利用	基本額 (円)	基本額の範囲 (送客人数)	要件等
2泊以上	高速船利用	10,000円	5名以上	甑島ツーリズム推進協議会において認定した団体・ガイドが企画・運営する甑島エコツアーにおいて、宿泊数と利用した船舶に応じた基本額に送客人数を乗じた金額を奨励金として支払う。
	フェリー利用	7,500円		
1泊	高速船利用	7,500円		
	フェリー利用	5,000円		
日帰り	高速船利用	2,000円		

(様式第2-2号)

第 号
令和 年 月 日

(奨励金協議者) 様

薩摩川内市長

薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金不採択通知書

令和 年 月 日付けで貴社から奨励金交付協議がありました下記の旅行商品について、残念ながら不採択となりましたので、ご了解ください。

今後とも、本市観光の振興にご協力賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

1 旅行商品名 ※教育旅行商品は学校名、大学ゼミ合宿はゼミ名を記載
【 】

薩摩川内市長 様

住 所	
名 称	
代表者 職	
氏名	印

薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付申請書

令和 年 月 日付け薩観第 号で奨励金交付内定のありました旅行商品について、下記のとおり終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 旅行商品名 ※教育旅行商品は学校名、大学ゼミ合宿はゼミ名を記載			
2 催行本数（実績）	本		
3 送客人数（実績）	名		
	[送客実績集計期間] 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
4 販売促進 集客方法 (※旅程、販売価格が確認できる商品パンフレット、広告等の現物を添付のこと)			
5 奨励金請求額	(1) 企画旅行商品又は手配旅行商品 基本額 送客実績加算額 奨励金額合計 () 円 + () 円 = () 円		
	(2) 教育旅行商品又は大学ゼミ合宿 基本額 宿泊数 宿泊人数 奨励金額合計 () 円 × () 日 × () 人 = ()		
	(3) 甑島エコツアー 基本額 参加者数 奨励金額合計 () 円 × () 人 = () 円		
6 担当部署 担当者名 連絡先	部署名 _____		
	担当者 _____ 〒 _____		
	住 所 _____		
	Tel. () - _____, Fax. () - _____ E-mail _____		

【注】

- 1 奨励金請求額の送客実績に基づく加算額については、別表により算定してください。
- 2 送客人数（実績）は、催行期間にかかわらず旅行商品の全催行終了日までの実績を記入する。
- 3 送客実績は自社様式の送客実績集計表又は参加者名簿（名簿を提出できない場合は送客証明書）及びアンケート（指定されたもの）、甑島への旅行商品については甑島商船株式会社の乗船証明、

本土への泊付旅行商品については宿泊施設又は受入農家の宿泊数証明書（様式第3－2号）、日帰り旅行商品については実績を確認できる書類に自社の内容確認印を押印したものを添付すること。

(様式第3-2号)

宿泊数証明書

令和 年 月 日

1 宿泊施設

住 所 _____

宿泊施設名 _____

代表者氏名 _____

印 _____

下記の宿泊数に相違ないことを証明します。

日付	宿泊数	内訳
月 日	人泊	大人 人 泊
		子供 人 泊
月 日	人泊	大人 人 泊
		子供 人 泊
月 日	人泊	大人 人 泊
		子供 人 泊
月 日	人泊	大人 人 泊
		子供 人 泊
月 日	人泊	大人 人 泊
		子供 人 泊
月 日	人泊	大人 人 泊
		子供 人 泊

2 送客実績期間

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

(奨励金申請者) 様

薩摩川内市長

薩摩川内市旅行商品造成支援事業奨励金交付決定通知書

令和 年度における貴社が企画造成した下記の薩摩川内市への旅行商品について、薩摩川内市旅行商品造成支援事業として下記のとおり奨励金の交付を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 旅行商品名

旅行商品名 ※教育旅行商品は学校名名、 大学ゼミ合宿はゼミ名を記載	
---	--

2 奨励金額

(1) 企画旅行商品又は手配旅行商品

基本額 (A)	送客実績加算額 (B)	奨励金額合計 (A+B)
円	円	円

(2) 教育旅行商品又は大学ゼミ合宿

基本額 (A)	宿泊数 (B)	宿泊人数 (C)	奨励金額合計 (A×B×C)
円	日	人	円

(3) 甑島エコツアー

基本額 (A)	参加者数 (B)	奨励金額合計 (A×B)
円	円	円

(様式第5号)

令和 年 月 日

薩摩川内市長 殿

住 所

名 称

代表者 職

氏名

印

連絡先電話番号

— —

請 求 書

一金 円也

ただし、令和 年度薩摩川内市旅行商品造成支援事業に係る奨励金として、上記金額を
請求します。

なお、奨励金の振込みは下記の口座にお願いします。

記

振込先	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義	(フリガナ※) -----	

※口座名義のフリガナは正確に記入してください。